

丁巳復辟事件と梁啓超

永 井 算 巳

導言、一、復辟始末概要（以上本号）
二、張勳とその周辺 三、梁啓超と康有為、結語

導 言

ここにいう丁巳復辟事件とは一九一七年民国六年七月一日、安徽督軍張勳によって突如、北京で敢行されたものの、三日、驟起した段祺瑞の北洋派「討逆軍」進攻のまゝに脆くも潰え去った宣統帝溥儀の擁立事件つまり張勳の復辟クーデターをさすのであるが、本稿では考察の主眼を事件の顛末と梁啓超の政治動静との関連にあてつつ、復辟始末概要、張勳とその周辺、梁啓超と康有為の三節にわけて論考を試み、中国近代史における丁巳復辟事件のもつ政治史的いみを追求してみたい。

まづ、事件の経過を概括しよう。

一 復辟始末概要

(一)

一九一六年、民国五年六月六日における袁世凱死去の後、黎元洪が大総統を継任し、段祺瑞が國務総理に就任、臨時約法第五十三条にもとづく民国国会の召集をみて、「討袁の役」が終焉を告げ、所謂第二次南北の統一が実現するに至ったのは、一九一六年、民国五年八月のことであった⁽¹⁾。

ところが、この統一も対独宣戦案をめぐる府院の対立と国会の紛糾⁽²⁾が民国六年五月二十三日の総統黎元洪による段祺瑞國務総理の罷免⁽³⁾となるに及んで、早くも破綻をきたし⁽⁴⁾、黎元洪の措置を不満とする北洋督軍団が中央離脱を宣言、「兵諫」を行うべく天津に総参謀処を設置する動き⁽⁵⁾をみせるに至った。対策に窮した黎元洪は李経羲を國務総理に任命⁽⁶⁾すると共に、六月一日「総統擁護と調停担任」⁽⁷⁾をいう張勳の力にかりて「藩鎮聯兵の禍」⁽⁸⁾を未然に防止しようと計った。七日、定武軍五千と随員百四十余名を率いて徐州を發った張勳は、八日、天津に到着すると「調停」不可欠の前提条件として「国会の解散」を要求し、「不解散国会、即行返徐、各省督軍自由行動不能勸止」と脅迫⁽⁹⁾した。

かくて万策つきた黎元洪は六月十二日、

本大総統俯順輿情、深維國本、應即准如該督軍等所請、將參衆兩院即日解散、尅期另行選舉、以維法治、此次改組国会本旨、原以符速定憲法之成議、並非取消民国立法之機關、邦人君子、咸諭此意

という申令⁽¹⁰⁾と

為保存共和國体、保全京畿人民、保持南北統一計、迫不獲已、始有本日国会改選之令、忍辱負重、取濟一時、吞声茹痛、内疚神明

なる通電⁽¹¹⁾を發して張勳の要求を呑み、国会解散へと踏み切ったのである。つまり北洋督軍団への事実上の屈服である。

これに対し、旧国民党系を中心とする民党並びに西南各省は一斉に反撥して国会解散の無効を叫び、兩広督軍は

在国会未經恢復以前，所有兩広地方軍政民政，暫由兩省自立

との通電を發して「暫行自主」を声明⁽¹²⁾した。一方、六月十三日、天津に於て北洋督軍団に対し比因政争，致釁兵事，勳奉明令，入都調停…惟默察各方面之情形，大多數之心理，咸以国会分子不良，力主解散另選，為惟一之希望…幸大總統洞燭輿情，俯采衆議，特頒明令，解散兩院，既明且決，有識同欽，此外如另行選舉，修正憲法，改組內閣等事，自不難廢統繼進，妥協施行，勳擬即應命入都，共籌國是，俟調停就緒，當商請出師各省，撤回軍隊，各還治所，効順輸誠

と通電⁽¹³⁾した張勳は、十四日、李經羲、張鎮芳、段芝貴、雷震春らを帶同して北京に入り、黎元洪と会谈、「実行責任内閣制，另議憲法，国会改用一院制，清室優待条件列入憲法，懲辦公府僉壬」及び「赦免帝制犯」等について承認を得た後、

入都之後，又折衷各方意見，衆拳磋商，如組織責任內閣，召集憲法會議，改良国会規則，減小議員額數，赦免政治旧犯，屏退公府僉壬等事，均蒙主座批准，次第舉行…按此次各省宣告脫離之始，所提条件…今者既終解決，則收束軍事，亟須實踐前言，電到之日，請即取銷獨立名義，以慰邦人望治之殷

と通電⁽¹⁴⁾、これをうけた北洋督軍団の各省は十九日から二十二日にかけてそれぞれ中央離脱宣言を取消⁽¹⁵⁾し、天津総参謀処も二十一日撤銷を布告⁽¹⁶⁾、かつ北洋督軍団から一斉反対を浴びたため就任を躊躇していた李經羲も二十四日漸く組閣の運び⁽¹⁶⁾となった。

一躍、時の人となって、いまや意気揚々、六月十六日養心殿で宣統帝溥儀に拜謁⁽¹⁷⁾、さらに東交民巷に各国公使を歴訪⁽¹⁸⁾した張勳は、二十八日変装してひそかに入京した康有為と密議⁽¹⁹⁾、ついで六月三十日夕頃、秘密裡に陳宝琛、劉廷琛らと「御前會議」⁽²⁰⁾をもつに至った。

電光石火の如き復辟劇が上演されたのは、この夜、江西会館での同郷人歓迎宴観劇の直後、七月一日凌晨のこと⁽²¹⁾であった。

子午十二時、帰宅した張勳は直ちに王士珍、江朝宗、吳炳湘、陳光遠らを召集して始めて復辟の決行を打明け簽名を求めると同時に、王士珍、江朝宗を民国代表、梁鼎芬を清室代表、李慶章を張勳代表として黎元洪に総統退位を勧告させる手筈をきめた後、康有為、劉廷琛、沈曾植、勞乃宣、阮忠枢、顧瑗、王士珍、萬繩忒ら数十人を引率して清宮に入り、養心殿において溥儀に謁見、うやうやしく復辟を奏請した⁽²²⁾。

張勳「額請復辟摺」⁽²³⁾にいわく

臣張勳等跪奏為國本動搖，人心思旧，謹合詞額請復辟，以拯生靈，恭摺仰祈聖鑒事，竊經國以綱紀為先，救時以根本為重，我朝開基忠厚，聖聖相承，立教則首尚人倫，敷政則謹求民隱，是皇靈赫濯，敬者稟若帝天，化沢涵濡，愛者戴若父母，雖經髮捻寇氛之巨，卒賴二三大臣効忠疆場，用能削平禍亂，弼我不基，蓋仁沢入人既深，而王綱又足以維繫之也，廿載以來，學者醉心歐化，奸民結集潢池，兩者相資，遂成辛亥之變，孝定景皇后不忍以一姓之尊榮，罹萬民於塗炭，勉徇所請，詔設臨時政府，原冀惠安黎庶，止息干戈，豈意根本動搖，竟以安民之心，助彼厲民之虐，彼時臣勳臣國璋等孤軍血戰，莫克回天，臣嗣冲臣懷

芝等雖力遏妖氛，卒難盪決，貽憂君國，寢憤難安，忠憤填胸，積年成癆，然不敢不仰承廟略，俾翼昇平，蒙難艱貞，於茲七載，乃共和實行以後，上下皆以黨賄為爭端，各便私圖，以貪濟暴，道德淪喪，民怨沸騰，內外紛呶，迄無寧歲，蒼黎凋瘵，逃死無門，此實非孝定景皇后遜政之初心，我皇上所當收回政權，實行安民，以仰承先志者也，臣等伏查列強之世，非建設鞏固帝國，不足以圖存，此義近為各國所主張，尤深合吾民之心理，以中國皇王神聖，代有留貽，規復典章，易如反掌，而我皇上英姿天挺，聖學日昭，雖在沖齡，睿逾往聖，況當杌隍之運，曾無匕鬯之驚，天殆默佑聖躬，以宏濟艱難，俾延無疆之祚，而吾民迭嬰荼毒，尤後以來蘇，臣等蒿目時艱，痛心天禍，外察各國旁觀之論，內審民國真實之情，斷不謂共和政體，不適吾民，實不能復以四兆人民骸骨吸髓之余生，供數十政客毀瓦畫墁之兒戲，非后何戴，窮則呼天，臣等反覆密商，同盟誓，代表二十二省軍民真意，恭請我皇上收回政權，復御宸極，為五族子臣之主，定宇內一統之規，臣等內外軍民，誓共効命竭忠，保乂皇室，伏懇我皇上帝慈至德，俯允所請，天下幸甚，所有國本動搖，人心思舊，合詞籲請復辟各緣由，謹恭摺具陳，伏乞皇上聖鑒，訓示施行，謹奏，宣統九年五月十三日

以上である。

かくて、七月一日即ち宣統九年五月十三日、復辟の上諭⁽²⁴⁾がくだった。

朕不幸以冲齡繼承大業，瑩瑩在疚，未堪多難，辛亥變起，我孝定景皇后至德深仁，不忍生民塗炭，毅然以祖宗創垂之重，億兆生靈之命，付託前閣臣袁世凱，設臨時政府，推讓政權，公諸天下，冀以息爭弭亂，民得安居，乃國體自改共和以來，紛爭無已，迭起干戈，強劫暴斂，賄賂公行，歲入增至四万万，而仍患不足，外債增出十余万万，而有加無已，海內騷然，喪其樂生之氣，使我孝定景皇后不得已遜政恤民之舉，輒以重苦吾民，此誠我孝定景皇后初衷所不及料，在天之靈，側痛而難安者，而朕深居宮禁，日夜禱天，傍徨欷泣；不知所出者也，今者復以黨爭激成兵禍，天下洶洶，久莫能定，共和解体，補救已窮，拋張勳馮國璋陸榮廷等，以國本動搖，人心思舊，合詞奏請復辟，以拯生靈，又拋翟鴻禩等為國勢貼危，人心渙散，合詞奏請御極聽政，以順天人，又拋黎元洪奏請奉還大政，以惠中國，而拯生民各等語，覽奏情詞懇切，實深痛懼，既不敢以天下存亡之大責，輕任於冲人微渺之躬，又不忍以一姓禍福之囑言，遂置億兆生靈於不顧，權衡重輕，天人交迫，不得已允如所奏，於宣統九年五月十三日臨朝聽政，收回大權，與民更始，自今以往，以綱常名教，為精神之憲法，以禮義廉恥，收決潰之人心，上下以至誠相感，不徒恃法守為維繫之資，政令以懲慈為心，不得以國本為嘗試之具，況當此万象虛耗，元氣垂竭，存亡斷統之交，朕臨深履薄，固不敢有樂為君，稍自縱逸，爾大小臣工，尤當精白乃心，滌除旧染，息息以民瘼為念，為民生留一分元氣，即為國家延一息命脈，庶幾危亡可救，感召天庥，所有興復初政，亟應興革諸大端，條舉如下，

- 一 欽遵德宗景皇帝諭旨，大權統於朝廷，庶政公諸輿論，定為大清帝國，善法列國君主立憲政體
- 一 皇室經費，仍照所定，每年四百萬元數目，按年撥用，不得丝毫增加
- 一 懷遵本朝祖制，親貴不得干預政事
- 一 實行融化滿漢畛域，所有以前一切滿蒙官缺，已經裁撤者，概不復設，至通婚易俗等事，並著所司條議具奏
- 一 自宣統九年五月本日以內，凡與東西各國正式簽定條約，及已付債款合同，一律繼續有效

一 民国所行印花稅一項，應即廢止，以紓民困，其余苛細雜捐，並著各省督撫查明奏請，分別裁撤

一 民国刑律，不適国情，應即廢除，暫以宣統初年頒定現行刑律為準

一 禁除党派惡習，其從前政治罪犯，概予赦免，倘有自棄於民，而擾亂治安者，朕不敢赦

一 凡我臣民，無論已否剪髮，應遵照宣統三年九月諭旨，悉聽其便

凡此九條，誓共遵守，皇天后土，實鑒臨之，將此通諭知之，欽此

この上諭に引用されている張勳、馮國璋、陸榮廷らの「合詞奏請」の摺とは恐らく前掲張勳「願請復辟摺」をいうのであり、また瞿鴻禨らの「合詞奏請」とは

臣瞿鴻禨跪奏為國勢岌危，人心渙散，謹合詞願懇御極聰政，以順天人，恭摺仰祈聖事に始まる奏摺⁽²⁵⁾をさし、黎元洪「奉還大政」の奏請とは「黎元洪著錫封為一等公」の上諭⁽²⁶⁾に

擬稱該員因兵變被脅，盜竊大位，謬領國事，無濟時艱，并歷陳改建共和諸多弊害，奏懇復御大統，以拯生靈，自請待罪有司等語，覽奏情詞悱惻，出於至誠，從亂既非本懷，掃政尤明大義，際此國勢危岌，大局飄搖，竟能作吾民親上之先，定中國救亡之策，厥功甚偉，深孚朕心

とある「奏請奉還國政願懇復御大統一摺」⁽²⁷⁾をさすのであろう。然し、後述に明らかとなるように、黎元洪は張勳の大政奉還要求を峻拒し、馮國璋陸榮廷はいづれも「討逆」にたち上った人々であるから、彼等の奏摺なるものは張勳グループの偽作捏造とみるべきであり、瞿鴻禨の場合も「復辟始末記」⁽²⁸⁾の著者⁽²⁸⁾によれば

按瞿鴻禨確未離申，并有通電聲明，此摺純係張勳捏造云云

とあり、これ又俄かに信用できない。

なお、右の上諭は

此諭為阮忠樞起稿，康有為改云⁽²⁹⁾

とか。

詔稿聞出自陳曾壽手筆（有云係阮忠樞所擬⁽³⁰⁾，未知孰是）

と云われているが、南海康先生年譜統編^{民國六年丁巳（一九一七年五月）}所収「康有為書簡」に

張紹軒復辟時，專治兵而不及政，一切皆其左右劉廷琛張鎮芳等主持，吾一切未得與聞，吾所擬之上諭，主照英制為虛君共和，為中華帝國，及其他…等論數十紙，皆不行

とあり、また「丁巳復辟記^{冷法}」⁽³¹⁾に

康有為…雖主復辟，欲行虛君之制，宗旨固別有所在，張亦知之，故相待禮貌極優，而正事概不與商，雖居張宅，實同贅疣耳…某某頌登極詔，布告天下，此詔乃伯兄所擬也

とあり、更に「復辟詳志^{第三十二章}」⁽³²⁾に

劉廷琛為復辟主謀之中堅人物…一切偽論多劉手擬

とあるのに併考すれば、康有為の関与した形迹はなく、むしろ「伯兄」つまり陳曾壽（字仁先）とみるのが妥当ではあるまいか。

つづいて一日より四日にかけて「組織內閣上諭」⁽³²⁾がくだって

興復伊始，特設內閣議政大臣，以資贊襄而專責成，並設閣丞二員，其余京外員缺，均暫照宣統初年官制辦理，其現任文武大小官員，均著照常供職

の旨が宣言され、張勳、王士珍、陳宝琛、梁敦彥、劉廷琛、袁大化、張鎮芳の七名が內閣議政大臣、萬繩栻、胡嗣瑗が閣丞、各部尚書は梁敦彥が外務部、張鎮芳が度支部、王士珍が參

謀部、雷震春が陸軍部、薩鎮芳が海軍部、朱家宝が民政部、詹天佑が郵伝部、沈曾植が学部、勞乃宣が法部、李盛鐸が農工商部、貢桑諾爾布が藩部という顔振れであった。さらに、徐世昌は弼徳院院長と太傅に、康有為は弼徳院副院長、瞿鴻禨、允升は大学士、張人駿、周馥が協辦大学士、馮国璋、陸榮廷は参預政務大臣、岑春煊、趙爾巽、陳夔龍、鉄良ら十三名が弼徳院顧問大臣に任命された。また各省督撫には張勳が直隸総督北洋大臣、馮国璋が兩江総督南洋大臣、陸榮廷が西広総督に任命されたほか、各省巡撫には、曹錕一直隸、齊耀林一江蘇、趙倜一河南、李純一江西、譚延闓一湖南、楊善徳一浙江、倪嗣冲一安徽、張懐芝一山東、閻錫山一山西、陳炳焜一広東、譚浩明一広西、王占元一湖北、李厚基一福建、唐繼堯一雲南、劉顯世一貴州、楊增新一新疆、張広建一甘肅、張作霖一奉天、孟恩遠一吉林、劉存厚一四川、陳樹藩一陝西、許蘭洲一署理黑竜江の二十二名が発令され、以下、提督、侍郎ならびに江朝宗の歩軍統領、張曾勳の都察院御史などの任命をみ、宣統帝復辟による君主立憲政体の「大清帝国」は、ここに一応の政治体制を整えるに至り、張勳はこの旨を全国各省に通電⁽³³⁾すると共に

請接電後、迅飭所属遵用宣統正朔、懸掛竜旗、一面電賀朝廷、一面曉諭地方、以定民志而翊皇憲、天下幸甚

と要請したのであった。

但し、右の任命発令者のなかに、結局は傀儡として一時張勳によって政治的に利用されたにすぎぬ李経羲の名⁽³⁴⁾を逸しているのは首肯できるとしても、段祺瑞の名が見当らぬ点は、総督任命者が張勳以外は唯僅かに馮国璋、陸榮廷の二名のみであったという事実と併せ、張勳復辟の政治的意図とその経緯をさぐるうえで十分に留意されてよいであろう。

(二)

ところで、復辟の儀が終了すると、張勳は事前の手筈通り、王士珍江朝宗梁鼎芬李慶璋の四代表を総統府に派遣し、「先朝の旧物、応に即ち掃蕩すべし」と黎元洪に「掃蕩の奏摺」を迫った⁽³⁵⁾。然し黎元洪は「嚴詞拒絶」して「誓って承認せず」⁽³⁶⁾、即日、電稿三件を草し、金永炎の手で上海から各省に打電⁽³⁷⁾、意のあるところを明らかにした。その第二電⁽³⁸⁾にいわく

天不悔禍、復辟実行、聞本日清室上諭、有元洪奏請掃蕩等語、不勝駭異、吾国由专制為共和、実出五族人民之公意、元洪受国民付託之重、自当始終民国、不知其他、特此奉聞、藉免誤會

また第三電⁽³⁹⁾にいわく

元洪負国民付託之重、本擬一俟内閣成立、秩序稍復、即行辭職以謝国民、今既枝節横生、張勳胆敢以一人之野心、破壞群力建造之邦基及世界各国承認之國体、是果何事、敢卸仔肩、時局至此、諸公夙懷愛國、遠過元洪、佇望迅即出師、共圖討賊、以期復我共和而救危亡、無任迫切、臨電涕泣、不知所云

と。そして二日夜、黎元洪は参謀次長蔣作賓と竊に総統府を脱出、陸軍小將唐仲寅、秘書劉鐘秀、従者一名を帯同して九時半、突然日本公使館内の齊藤小將官舎に現われ、一身の保護を求めてきた⁽⁴⁰⁾。脱出の動機について、黎元洪自身は教育部参事覃寿堃の報告で「梁啓超馮化龍等段祺瑞ト連日密議ヲ重ネ其結果倪嗣冲及馮国璋近ク徐州ヲ襲フコトニ決定シタルコト」を知ったため「該計画効ヲ奏スル迄ノ間中華民國ノ元首トシテ一身ノ安全ヲ保持シタ

シ⁽⁴¹⁾と語ったが、然し黎元洪に直接東廠胡同の私邸に移居するよう勧告した王士珍の語る処によると、ことの真相は、総統府護衛隊三千と定武軍との衝突不祥事件の惹起を危惧した王士珍が「黎カ引統キ総統府内ニ止マルコトハ一身ノ安全モ十分ニ保証スルコト困難ナルノミナラス既ニ復辟実行サレタル以上宮中ノ一部タル総統府ヲ皇室ニ奉還スルハ当然ナリト注意」したのをうけて、黎元洪は「多少病氣モアルニ付」「当分仏国病院ニ入院静養スル」こととし、二日夜九時頃、病院に駆付けたが、「病院ニテハ夜中ノ事故暫ク門外ニ待タセ彼此レ押問答スル中十五分余モ経過シタ」ため「若シ張勳ノ部下ニ追捕サルル様ノ事アリテハ一大事ト大ニ焦慮ノ結果、随行セル劉秘書ノ勸メニ従ヒ急ニ日本公使館ニ避難スルコトトナリタル次第」⁽⁴²⁾であったという。黎元洪の要請をやむを得ずと判断した林公使は直ちに張勳はじめ各国公使に次の通りうけ入れ方を通告公表⁽⁴³⁾した。

黎大總統帶侍衛武官陸軍中將唐仲寅秘書劉鍾秀及從者一名、於七月二日午後九時半、不預先通知、突至日本使館域内之使館武隨員齊藤小將官舎、懇其保護身命、日本公使館認為不得已之事情並願及國際通義、決定作相当之保護、即以使館域内之營房、暫充黎總統居所、黎總統在日使館時、日本公使館絕對不允其作政治的活動

ちなみに、黎元洪は事件落着後、歩軍統領江朝宗に迎えられて私邸に戻る迄引きつづき日本公使館に保護され、七月十四日一旦帰宅したものの、護衛兵発砲事件の突発におびえ、十六日早朝、急遽仏国病院に退避したが、そこに張勳側参謀長萬繩杖がいるのを知って「又々不安ノ念ヲ起シ」さらに家族のかくまわれているフランス公使館の被護を乞うという動き⁽⁴⁴⁾をみせている。

総統府脱出に先立ち、秘書覃寿坤を天津に派遣した黎元洪は南京の馮国璋に次の如く打電⁽⁴⁵⁾して善後措置を講じた。

南京馮副總統鑒、此次政變猝生、致揺国体、元洪不徳、統御無方、負疚国民、飲痛何極、都中情形、日趨險惡、元洪既不能執行職權、民国勢將中斷、我公同受國民重託、應請依照約法第四十二條、暨大總統選舉法第五條、暫在軍府代行大總統職務、目前交通梗絕、印發齋送、深虞艱阻、現已任命段芝泉為國務總理、並令暫行撰護、設法轉呈、此後一切救国大計、請我公与芝泉協力進行、事機危迫、我公義無旁貸、臨電翹企、不尽區區

つまり、約法第四十二條と大總統選舉法第五條によって馮国璋に大總統代行を委嘱、已に任命済みの段祺瑞國務總理と協力して「救国の大計」の推進かたを翹企したものであるが、黎元洪はさらに三日づけの通電⁽⁴⁶⁾でその旨を各省に通報し、

於本月冬日、特任段芝泉總理国事、並電請馮副總統依法代行職權、在副總統未經正式代理以前、一切機宜、統由段總理便宜處理、所有印信文件、業經送津、請段總理暫行撰護、並設法轉送副座呈請接收

と伝え、

此後一切救国大計、務請諸君商承馮副總統、段總理合力進行

と馮・段両者に対する「合力進行」をうったえた。この黎元洪の「通電」をめぐり、「復辟詳誌」⁽⁴⁷⁾は

通電係託東交民巷某国使館代發、以張勳派兵監視電報局、不能拍發故也

と述べて、日本公使館の「代發」によることを示唆し、また二日づけの段祺瑞の任命についても

其任免段李之命令、則係秘密遣人特送天津宣布者

との解説を加え、その際の「手諭」⁽⁴⁸⁾をも附記しているが、討逆軍総司令段祺瑞の佈告⁽⁴⁹⁾に

該偽論中横捏我黎大總統馮副總統及陸巡閱使之奏詞，尤為可駭，我大總統手創共和，誓與終始，兩日以來，雖在樊籠，猶迭以電話手書，密達祺瑞，謂雖見幽，決不從逆，責以速圖光復，勿庸顧忌，我副總統一見偽論，即賜馳電，謂被誣捏，有死不承，由此例推，則陸巡閱使聯奏之虛構，亦不煩言而決，所謂奏摺，所謂上諭，皆張勳及其凶黨數人密室篝燈，搆此空中樓閣，而公然騰諸官書，欺罔天下

とあり、七月三日づけ本野外務大臣あて林公使報告⁽⁵⁰⁾が「今朝大總統官印保管人該官印ヲ持參シタルニ付、早速竊ニ人ヲシテ右官印ノ外大總統ノ位ヲ副總統ニ譲リタキ旨ヲ記述シタル文書ヲ携帶セシメ南京ニ向ケ派遣シタル旨」と「段祺瑞ハ先般自分ニ張勳ニシテ入京セバ復辟ヲ実行スヘキ旨申出デタルニ付、自分ハ二三百ノ手兵ヲ率キタリトテ復辟ヲ実行スヘントハ思考セラレザルモ、万一張勳ニシテ復辟ヲ実行スルカ如キコトアラムカ段ハ宜シク兵ヲ擧ケテ之ヲ討伐スヘク自分ハ後日ニ至リ之ヲ追認スヘキ旨申渡シ置キタル旨」の「黎ノ談話」を伝え、げんに七月一日づけ坂西大佐報告⁽⁵¹⁾に「予ハ元來貴下ニ對シ何等ノ異議ヲ有セズ、唯國家ノ為意見ヲ異ニセル事アルニ過ギス、今ヤ民國ノ危機ニ臨ミ貴下モ亦默視スルニ忍ビザルモノアラム、希クハ速ニ民國救済ノ為ニ起タレム事ヲ熱望ス」の旨を「黎元洪ヨリ段祺瑞ニ傳達方」の依頼をうけたとある事実等に併考すれば、「復辟詳志」のいう処は充分にありうべき事である。

なお、前掲、復辟の上諭や段祺瑞の佈告に関連して、馮國璋と陸榮廷の通電内容を摘記すれば、凡そ次の通りである。

馮國璋のそれ⁽⁵²⁾は三日づけのものであるが、まづ前段に於て、

國家以人民為主体，經一度之改革，人民即受一度之苦痛，國璋在前清時代，本非主張革命之人，迨辛亥事起，大勢所趨，造成民國，孝定景皇后禪讓於前，優待條件保障於後，共和國體，民已安定，約法謀叛民國者，雖大總統不能免於裁判，清皇室亦有倡議復辟，阻諸重典之宣言，誠以民生不可復擾，國基不可再搖，勉共和國體之下而言帝制，無論何人，即為革命，國璋今日之不贊成復辟，亦猶前之不主張革命，所以保民國，亦所以安清室，皇天后土，共鑒此心

と現実主義的な自己の基本的立場を明らかにした後、張勳批判に入り、

乃安徽督軍張勳，奉令入京，調停時局，忽以兵力圍護清宮，逼勸清帝擅行復辟，自稱政務總長議政大臣，又捏造大總統與陸巡閱使暨國璋勸進之偽奏，進退百僚，行同兇賊

ときめつけ、張勳の動きを「不義」「不智」「不仁」「不信」と批判

若任其横行，不加聲討，彼恃京師為營窟，挾幼帝以居奇，手握主權，口含天憲，名器由其假借，度支供其虛糜，化文明為野蠻，委法律於草莽，此而可忍，何以國為，是用誓掃妖氛，恭行天罰，刻日興師問罪，殄此元凶

と「討逆」の決意を語り、「慨賦同仇，各摠義憤」ことをよびかけている。

次ぎは兩広巡閱使陸榮廷の場合である。同じく三日づけの通電⁽⁵³⁾は、冒頭、

迭接張勳來電，主張復辟，拋稱已代為列銜入奏等語，又北京來電，張勳擅造偽論，有拋張勳，馮國璋，陸榮廷等合詞奏請復辟等語，聞之不勝駭詫

と「南陸北張」⁽⁵⁴⁾と云われた身の証しをした陸榮廷は、辛亥革命，袁世凱「稱帝」事件を援引しつつ「宜しく潮流を識るべし」と述べた後、

榮廷分屬國民，素以擁護共和為職志，決不敢以一己之私恩，遽忘天下之公義，況優待清室，列在約法，安富尊榮，孰逾於此…念我冲人，更何忍置諸水火，先朝禪讓，美甲環球，舍安

即危，義尤無取

として、張勳復辟の動きが清帝溥儀にとり却て「安きを捨てて危きに即く」危険を憂慮し、最後に

榮廷素志，以國家為前提，在公義固絕對不敢主張，在私情尤不忍見其危險，所望伸明大義，共奠邦基，合力維持，毋任僉壬播弄，庶民國不致中變，清室藉以安全，大局幸甚と結んでいるが、馮國璋の通電に対比すると文意と語調に可成りニュアンスの相異が看取される。それつまりは、次節で論及する如く、張勳復辟に対応する馮・陸両者の政治的立場の然らしむる処に外ならない。

(三)

張勳の復辟クーデターに対して最も鋭敏に「討逆」の旗色を鮮明にし果敢な行動を開始したのは天津の段祺瑞であった。

張勳入京以前、早くも復辟の意図を看破して黎元洪に警告を発していた段祺瑞は、張勳に対しても「復辟万不可行」と直言⁽⁵⁵⁾したというが、二日夜、梁啓超らと共に直ちに馬廠に赴き⁽⁵⁶⁾、三日午前の軍事会議で、段自身が討逆軍総司令に就任、第八師李長泰と第十六師馮玉祥を主力とする東路討逆軍司令に段芝貴を、西路討逆軍司令に曹錕を、南路討逆軍司令に倪嗣冲を、梁啓超、湯化竜、徐樹錚、李長泰を総部参贊、靳雲鵬を総参議等とする討逆軍総司令部を結成⁽⁵⁷⁾、同日づけで「討逆」通電と檄文とを宣布⁽⁵⁸⁾した。まづ、

討逆軍総司令段祺瑞、謹痛哭流涕申大義於天下、曰嗚呼、天降鞠凶、国生奇变、逆賊張勳、以凶狡之資、乘時盜柄、竟有本月一日之事、顛覆国命、震擾京師、天宇晦霾、神人同憤に始まり、

本軍伐罪弔民、除逆賊張勳外、一無所問…至於清室遜讓之德、久而弥新、今茲構弊、禍由張逆、冲帝既未与聞、師保尤明大義、所有皇室優待条件、仍当永泐成憲、世世不渝、以著我國民念旧酬功、全始全終之美

に終る「討逆」の檄は、批判の焦点を専ら張勳一人にしぼり、「復辟の清室に害を遣」し、「国家に不利」なる所以を強調し、張勳を「豈惟れ民国の公敵なるのみならず、亦清室の大罪人」であり、その「罪董卓にすぎ」その「兇朱温より甚し、此にして討たずんば則ち中国に男子無しと為さん矣」と論断した前段と、「査するに該逆張勳此次の倡逆は既に瘋狂に類し又兇戯に同じ」「誓って共和と並命し逆賊と共に天を戴かず」「祺瑞是を用て劍及履及、率先勇進して以て国民の為に此の蝨賊を去らん」と「区区たる愚忠」を披瀝した後段とに大別できるが、内容的に注目されるのは上述した黎元洪馮國璋陸榮廷らの奏摺「横捏」の部分のほか、復辟クーデターに至るまでの張勳の政治的動静を

比以世變洊迫、政局小紛、陽託調停之名、陰為篡竊之備、要挾總統、明令敦召、遂率其醜類、直犯京師、自其啓行伊始、及駐京以來、屢次馳電宣言、猶以擁護共和為口實、逃国会既散、各軍既退、忽背信誓、橫造逆謀

と否定的に概括している点と、復辟事実を清室命運との結びつきに於て

張勳雖有天魔之力、豈能翻歷史成案、建設万劫不亡之朝代、既早晚必出於再亡、及其再亡、欲求復有今日之条件、則安可得、豈惟不得、恐幼主不保首領、而清室子姓、且無噍類矣、清室果何負於張勳、而必欲藉手殄絶之、而始為快

と述べて強く清室の反省自重を促している点、並びに「民国善政を施す能わざるに藉口し必

ず帝号を建てて乃ち国家久安長治の計を為すべし」という「張勳偽論」に対して、フランス革命の場合を例示しつつ、

張勳何人、乃敢妄談政治、使帝制而可以得良政治、則辛亥之役、何以生焉、博觀万国歴史變遷之跡、由帝制變共和而獲治安者、既見之矣、由共和返帝制而獲治安者、未之前聞、帝制から共和へが世界史の潮流であるとの観点から、張勳復辟クーデターのアナクロニズムを指摘し、

國体者、譬猶樹之有根也、植樹而屢揺其根、小則萎黃、大則枯死、故凡破壊國体者、皆召亂取亡之道也

と反論否定しきった点であろう。

次ぎは同日づけで馮國璋から馮國璋、陸榮廷ほか督軍省長都統及び各省商会各報館にあてた通電である。主張の内容は

竊惟國体者、國之所以与立也、定之匪易、既定後而復因變置、其害之中於國家者、實不可勝言、且以今日民智日開、民權日昌之世、而欲以一姓威嚴、制伏億兆、尤為事理所万不能致、民國肇建、前清明察世界大勢、推誠避讓、民懷旧德、優待条件、勒為成憲、使永避政治上之衝突、長保名義上之尊榮、宗廟享之、子孫保之、歷觀有史以來、二十余姓帝王之結局、其安善未有能逮前清者也

を基調とし、その観点にたつて、國家と清室の二点から張勳の復辟クーデターに対し、

夫安有君主專制之政体、而尚能生存於今之世者、其必釀成四海鼎沸、蓋可斷言…内部紛争之結局、勢非召外人干涉不止、國運真從茲斷矣

とか。

今茲之舉、出自僞脅、天下共聞、歷考史乘、自古安有不亡之朝代、前清得以優待終、既為自古所無、豈可更置諸危地、使其為再度之傾覆、以至於尽

との批判を加え、

惟念辛亥建造伊始、祺瑞不徹、實從領軍諸君子後、共促其成、既已服勞於民國、不能坐視民國之顛覆分裂、而不一援、且亦曾受恩於前朝、更不忍聽前朝為匪人所利用、以陷於自滅、情義所在、守死不渝

と「討逆」の決意を披瀝して「戮力同心、茲に大難を戡めん」とうったえたものである。

他方、馮國璋も三日掃寧した參謀長師景雲の現地報告をうけた後、同日午後直ちに特別緊急軍事會議を召集し、南京に各省の大兵を集結して「合同北伐」することを決定、前述の通電を発すると同時に、その夜麾下に動員令をくだし⁽⁵⁹⁾、六日、大總統の代理就任を佈告⁽⁶⁰⁾するに至った。

かくて、黎元洪の要望通り、提携なった馮・段両者は、四日、改めて張勳の罪状八個条を列挙した聯名通電⁽⁶¹⁾を発し「南北策応して畿甸を肅清する」旨を天下に表明した。

いう所の「張勳八罪」とは

服官民國、已歷六年、群力締造之邦基、一人肆行破壞、罪一、置清室於危地、致優待条件中止効力、辜負先朝、罪二、清室太妃師傅、誓死不從、勳脅以威、目無故主、罪三、擁幼冲玩諸股掌、袖發中旨、權逾莽・卓、罪四、与同舟堅約擁護共和、口血未乾、売友自絶、罪五、捏造大總統及國璋等奏摺、思以強暴汚人、以一手掩天下耳目、罪六、辦兵橫行京邑、騷擾閭閻、復廣募窮匪游痞、授以槍械、布滿四門、陷京師於廢爛、罪七、以列強承認之民國、一旦破碎、致友邦憤怒驚疑、群謀干涉、罪八

以上であるが、ここに列挙された大半はすでに両者の通電・檄文において言及指摘された処であり、それを個条書式的に整理排列したものとみてよいであろう。但し、「罪五」については次節で論及することとするが、「罪三」に関しては、上掲段祺瑞「討逆」の檄に

世中堂統，叩頭力爭，血流滅鼻，璵瑜太妃，痛哭求免，幾不欲生，清帝孑身冲齡，豈能禦此強暴

とある世統，璵・瑜兩太妃らの動きをさすのであろうが、「復辟始末記^{第三}」「復辟詳志^{第九卷}」溥儀自伝「我的前半生^{第三卷}」による限り，真偽のほどはさだかでない。なお，「罪八」に関連して，事件の国際的側面の一斑をうかがうよすがまでに，二日づけ松平総領事報告⁽⁶²⁾にいう「段祺瑞談話」と，四日づけ「張勳ノ復辟計画及之ニ伴フ中国ノ政変ニ対スル日本政府ノ態度」に関する本野外務大臣の「電訓」⁽⁶³⁾を付記しておこう。

「段祺瑞談話」にいわく「近来独逸ト張勳ト密接ノ関係アル噂ヲ耳ニスルモ事実ナリヤト尋ネタル処，右ハ事実ニシテ独逸公使ガ過般帰国ノ際徐州ニ二泊シテ二通ノ書類ヲ張ニ渡シタルカ，一ハ武器ノ供給他ハ資金ノ供給ニ関スルモノニシテ独逸ハ極力支那ヲ反乱状態ニ陥レンコトヲ目的トシ居ルモノノ如ク，自分カ総理ノ地位ニ居リタルトキモ独逸ハ莫大ノ金ヲ用ヒテ国会議員並ニ当路者ノ買収ヲ試ミ，現ニ自分ニ対シテモ人ヲ遣ハシテ執拗ニ忌ハシキ話ヲ持掛ケ来リタルモ自分ハ之ヲ拒絶シ……一気呵成ニ参戦ヲ実行セント試ミタルモノ不幸ニシテ失敗ニ帰シタリ」と。また後者の「電訓」にいわく「苟モ我重要ナル利益ノ侵犯セラレザル限り依然従前ノ方針ヲ継続シ，支那政界ノ各方面ニ対シ蔽ニ不偏不党ノ態度ヲ持シ暫ク時局ノ推移ヲ監視シ其發展ニ応シ臨機ノ措置ヲ執ルコトニ願議決定シ……参謀次長ヨリモ在支各陸軍官憲ニ対シ帝國ハ依然公正不偏ノ態度ヲ保持シ暫ク形勢ノ推移ヲ觀望セムトスルニ付，蔽ニ此主旨ヲ体シ一切従来ノ行掛リ感情等ヲ抛チ慎重ニ行動スヘク，又右ノ意味ニテ所在外交官憲ト打合セテ遂ケ一致ノ行動ヲ取ルコトニ注意スヘキ旨電訓」とある。後論するように，当時，張勳と日本との関係については，例えば，有吉総領事⁽⁶⁴⁾が孫文から「非常ノ権幕ニテ我政府カ張勳ヲ後援シ甚シキハ武器迄供給セル旨ノ内報ニ接セリ」と難詰され，「民党側有力者間ニ我方カ張勳ニ援助ヲ与ヘツツアリトノ誤解アルハ将来ノ為メ甚タ面白カラサルモノト認メラ」ると報告している如く，可成り錯雑した陰影が纏綿していたのであるが，それを「不偏不党ノ態度」で暫く静観という「廟議決定」に迄こぎつけるに至ったのは「わが七十年を語る」⁽⁶⁵⁾からも推知できる通り，林権助公使の政情判断が与って多大であったと思われる。またドイツ側の策動に関しては，例えば京津タイムス (P. T. Times) 「社説」⁽⁶⁶⁾ (7. 2, 7. 3) が「張勳カ独逸人ニ唆カサレ財政上ノ援助ヲ受け居レリトノ噂アルカ右ハアリ得ヘキコトナリ」として「バンネッケン」「コルベス」等の動きを伝え，七月十四日づけ齊藤小将より田中参謀次長宛報告⁽⁶⁷⁾には「昨十三日午前協商国公使會議ノ席上各公使共張勳今回ノ挙ニ就テハ独逸ト関係アリトノ説ニ一致セリ……要スルニ独逸人カ各方面ニ於テ陰謀ヲ逞シクシ，今回ノ復辟ニ就テモ之ニ援助ヲ与ヘ支那ヲシテ参戦センメサラント企図シタルカ如シ」と協商国側公使會議の模様を伝えている。この公使會議の決定には段祺瑞に對獨逸宣戦を勧告し「支那参戦問題ニ関スル希望条件ヲ商議スル」という政治的含みがあったとは云え，やはり協商国側の公式見解として注目される。

(四)

七月四日，行動を起した討逆軍は，東路軍が京奉線沿いに廊房へ，西路軍が京漢線沿いに

南崗窪、蘆溝橋へとむかい、五日、天津に帰った段祺瑞は省長衙門を討逆軍総司令部とさだめ、定武軍約十營、近畿混成第二旅、歩軍及び第十三師からなる張勳軍に攻撃をいどみ、六日黄村、七日豊台を占領した。大勢利あらずとみた張勳は南苑ついで豊台一帯の部隊を北京城内に退却させ、定武軍三千を天壇に、二千を天安門と南河沿の張勳宅に結集して「負綱の計」を施した⁽⁶⁸⁾。これに対し討逆軍は「京城包囲の計」をたて、安定門西直門朝陽門広渠門彰儀門永定門のすべてを封鎖し城内突入の態勢を整えた⁽⁶⁹⁾。然し戦火の城内に及ぼす影響を深く配慮した段祺瑞⁽⁷⁰⁾は公使団からの申入れをもふまえて、曲同豊、傅良佐に意を授け、王士珍、江朝宗を介して、張勳に「定武軍の武装解除と張勳の生命の保証」等を提案させ、「如し張にして允さざれば則ち再び協商の余地無し、惟戎衣に在りて相見ゆるのみ」と云わしめた⁽⁷¹⁾。事態の緊迫に狼狽した張勳の幕僚は梁敦彥、萬繩栻、康有為らが「外国公使ノカヲ以テ戦闘ヲ中止セシム」るべく奔走、林公使に対しても「張ト徐・段トノ間ニ立チ何トカ仲介ノ勞ヲ執ル様懇請」し「終ニ徐・段ニ於テ復辟ニ反対ナレハ之ヲモ撤回スヘク、但シ自己ノ兵ヲ率ヒテ徐州ニ帰ルコト丈許諾ヲ得度キ旨申出」る有様⁽⁷²⁾となり、七日、張勳は遂に責任をとって議政大臣直隸總督北洋大臣等すべての官職を辞任、後事を徐世昌、王士珍に委ねる旨を通電⁽⁷³⁾するのやむなきに至った。いわく

我国自辛亥以還、因政体不良之故、六年四変、迭起戦争、海内困窮、人民殄瘁、推原禍始、罔非共和階之厲也、勳以悲天憫人之懷、而作拯溺救焚之計、度非君主立憲政体、無以順民心而回末劫、欲行君主立憲政体、則非復子明辟、無以定民心而息紛争、此心耿耿、天日為昭、所幸氣求声応、吾道不孤、凡我同袍各省、多与其謀、東海河間、尤深贊許、信使往返、俱有可徵、前者各省督軍、聚議徐州、復經商及、列諸計畫之一、嗣以事機牽阻、致有停頓、然根本主義、詎能變更、現以天人會合、倖告成功…不意二三政客、因處地不同、遂生門戶之見、於是主張岐異、各趨極端、或故違本心、率以意氣相向、或反持私見、而以專擅見規、遽啓兵端、集於畿輔、人心惶恐、輦轍動搖、勳為保持地方治安起見、自不能不發兵抵禦、戰爭既起、勝負難言、設竟以此擾及宮廷、禍延閭里、甚且牽惹交涉、喪失利權、則誤国之咎、當有任之者矣、惟念此次舉義之由、本以救國濟民為志、決無絲毫權利之私掩於其間、既遂初心、亟當奉身引退、況議政大臣之設、原以興復伊始、国会未成、內閣無從負責、若循常制、僅以委諸總理一人、未免近於專斷、不得已而取合議之制、事屬權宜、勳以椎魯武人、濫膺斯選…爰於本日請旨、以徐太傅輔政、組織完全內閣、召集国会、議定憲法、以符實行立憲之旨、仔肩既卸、負責有人、當即面陳辭職、其在徐太傅未經蒞京以前、所有一切閣務、統交王聘老暫行經營、一俟諸事解決之後、即行率隊回徐、但使邦基永定、漸躋富強、勳亦何求、若夫功罪、惟有聽諸公論而已…

要するに、前段に於て共和政体を否定して君主立憲制をよしとする自己の政治主張と復辟に至る経過を概述し、中段に於て復辟挫折の事情と過渡的措置としての議政大臣制にふれ併せて張勳専断への非難をかわし、最後に徐世昌、王士珍による完全内閣制の実施と国会召集、憲法制定への期待を述べ、張勳自身は「諸事解決の後、率隊回徐」する意向であることを声明したものであるが、東海（徐世昌）河間（馮国璋）といい、徐州會議といい、二三の政客、門戶の見といい、これを同日、徐州會議参加の各督軍に會ての諾言の実践と進攻の停止とを求めた通電⁽⁷⁴⁾に考量すると、張勳復辟をめぐる北洋軍閥の動静をさぐるうえに洵に興味深いものがある。

かくて同日づけで張勳はじめ張鎮芳、雷震春、黄承恩らの辞表⁽⁷⁵⁾は受理されたが、待み

とされた徐世昌⁽⁷⁶⁾は世統あて書簡⁽⁷⁷⁾に

復辟一挙、張少軒以鹵莽滅裂行之、方事之初、早知無濟…目前形勢、第一要義、則為保衛聖躬…果使幼君安住宮中、則優待一事、必可繼續有效、昌在外已屢設法轉商前途、仍當竭力維持以尽數年來之心志…俟京中略為安寧、昌当即行來京、共圖維繫

とある如く、期待に反して入京せず、従て、局面は王士珍らによって收拾が計られることになった。

当時の清室側の悲嘆恐惶ぶりは、例えば、七日、養心殿上書房における御前会議⁽⁷⁸⁾で、瑜妃が

六年皇室確受民国優遇、未嘗中断、不負皇族、今若必以武力解決、恐吾子孫無雉類矣と述べて「皇妃声涙俱に下る時、各大臣亦俱に涔涔として涙暈を牽い能く仰視するもの無し」であったという処からも想察できるが、就中、清室を驚愕恐怖に陥れたのは、溥儀「我的前半生^{第三章}」が活写しているように、討逆軍飛行機による三発の投弾騒ぎ⁽⁷⁹⁾であったらしい。

事態を重視した公使団は林公使の提議で、九日各国公使会議を開き「此儘ニ放任セハ激烈ナル市街戦ヲ惹起スルナキヲ保シ難シ」とみ「何トカ之ヲ未然ニ防止セシムルノ必要アリ」とし「張勳ハ復辟実行ト共ニ既ニ督軍ノ地位ヲ離脱セルノミナラス、今般議政大臣等ノ官位ヲモ解カレタル」以上「最早ヤ兵力ヲ維持スルノ地位及其ノ必要」なし「従テ此ノ際速カニ其ノ軍隊ヲシテ武器ヲ解除セシムルコトヲ勸告」すべく、王士珍を通じて「段祺瑞側ヲシテ張勳及其ノ部下ノ生命ノ安全ヲ保障セシメタル上其ノ武装ヲ解除セシムルコト」に決定、首席公使たるオランダ公使よりその旨を王士珍に申入れ⁽⁸⁰⁾、かつ松平総領事⁽⁸¹⁾からも十一日、段祺瑞に対し「張勳ニ対スル今後ノ処置ニ関スル意向ヲ確メタル上北京ノ市街戦ヲ見ズシテ時局解決方」を申入れた。

然し「予ハ人ノ為ニ誤ラレ遂ニ挽回スヘカラザル失敗ヲ招キタリ、其責皆我ニアリ、予ハ死ヲ決シ男子最後ノ面目ヲ維持セントス、汝等今日ヨリ散シテ里閭ニ帰ラント欲スルモノ予ハ決シテ妨ケス、只尚予ト生死ヲ共ニセント欲スルモノハ我ト行動ヲ共ニセヨ」⁽⁸²⁾と定武軍幹部に覚悟のほどを告げ、十日には討逆軍加担の将領に対し、個人名をあげて「翻雲覆雨、俄頃に出づ、人心此の如し、実に浩歎に堪えたり」と罵倒し、

勳孤忠耿耿、天日可表、雖為群小所売、而此心至死不懈、但此等鬼蜮行為、不可不布告天下、咸使聞知、除將歴次會議紀錄并往返函電彙集刊印分送外、先此電達⁽⁸³⁾

との強硬姿勢をくずさなかった張勳は「段側ヨリ提出シタル一切ノ条件ヲ拒絶」⁽⁸⁴⁾、ここに王士珍、江朝宗らの最後の勸告もむなしく交渉は全く絶望となった。曲同豊より報告をうけた段祺瑞は、十一日午後張勳撃滅の決意を固め、その旨公使団に通報すると同時に城内突入の攻撃命令をくださった⁽⁸⁵⁾。

攻撃は十二日午前四時前後に開始された。第一師王承斌は朝陽門から南河沿の張勳宅に進攻、第八第十一第十二師は永定門慶安門から天壇に進撃、第三師吳佩孚旅、張紀祥旅と第十六混成旅の馮玉祥は彰儀門から天壇に攻撃を加えた⁽⁸⁶⁾。戦斗はまづ天壇方面に於て、午前八時二十分守備隊司令李紹臣が「天壇ニ在ル定武軍ハ武装ヲ解除シ三個月分ノ給料ヲ与ヘテ徐州ニ帰還セシム」という条件で投降⁽⁸⁷⁾、九時停戦、東安門方面では午前十時半からの山砲機関銃による張勳宅への近距離集中攻撃に流石の張勳もたまたらず、午前十一時ドイツ兵二名に護衛されて、オランダ公使館、ついでその管理下にあるドイツ兵営内に脱出⁽⁸⁸⁾、その他雷震春、張鎮芳は捕虜、萬繩榘はフランス公使館、康有為はアメリカ公使館、謝介石は日本公使

館にそれぞれ保護を求める⁽⁸⁹⁾、等有力幹部が潰滅、張勳の家族もドイツ兵營に避難⁽⁹⁰⁾した。

かくて、午後十二時半、オランダ公使館に於て公使會議⁽⁹¹⁾が開かれ、歩軍統領江朝宗を通じ「張勳部下ニ向ヒテ張ハ目下公使館区域内ニ在リ最早指揮ヲ為シ得サル地位ニ在ル旨、並ニ張勳部下ニシテ武装ヲ解除セハ共和軍ニ於テ其生命ヲ保障スル意嚮ナルコトヲ通スル」旨を決定して停戦をよびかけた結果、戦斗は午後三時に至って完全に終熄、討逆軍総司令段祺瑞は十四日入京して國務院に入った⁽⁹²⁾。

(四)

段祺瑞の入京後、黎元洪は日本公使館から東廠胡同の私邸に帰ると、二通の電報⁽⁹³⁾で、「以後は影を家園に息め政治を聞かず」⁽⁹⁴⁾と正式に大總統辞任を声明した。

その第二電⁽⁹⁵⁾には

元洪引咎退職、久有成言、皎日懸盟、長河表誓、此次因故去職、付託有人、按法既無復位之文、揆情豈有還轍之理

と「總統復職」をいう「道路の流言」を否定した後、五点にわたって自己の「愆尤」をあげて曰く

国会内閣、立国兼資、制憲之難、集思尤貴、当稷下高談之日、正沙中忿語之時、縱彈慮以求平、尚觸機而即発、而元洪揚揚弭沸、膠柱調音、既無疏濬之方、竟激橫流之禍、一也
解散国会、政出非常、縱謂法無明条、鄰有先例、然而謹守繩墨、昭示山河、願以懼民国之中瘍、竟至拂初心而改選、格蘆縮水、莫遂微忱、寡草隨風、卒隳持操、二也

張勳久蓄野心、自為盟主、屢以國家多故、曲予優容、遂至乘隙以激群藩、結要津以徼明令、元洪雖持異議、卒惑群言、既為城下之盟、復召奪門之變、莽蜂螫指、引虎糜驅、三也
大盜移国、都市震驚、撤侍衛於東堂、屯重兵於北闕、元洪久經駭浪、何憚殫鷗、願憂大厦之焚、欲挾長城之寄、含垢忍辱、貯痛停辛、進不能登台授仗、以殄凶渠、退不能闔室自焚、以殉民国、縱中興之有託、猶内省而滋慚、四也

輕騎宵征、擬居医院、暫脫身於塞庫、欲奮翼於澗池、廼者閤人不通、偵騎交錯、繼臻使館、得免危機、自承復壁之藏、轉懷堅冰之懼、亦既宣言公使、早伍平民、雖於國似無銷鑿之傷、而此身究受羽毛之庇、五也

と。対独宣戦案をめぐる紛糾から張勳復辟に至る間の總統としての政治的進退に対する黎元洪の卒直な自己批判と云えるが、さらに黎元洪は

抑元洪尚有進者、国定於一、師克在和、當興亡繼絶之交、為排難解紛之計、正宜恪守法律、獨棄猜嫌、況馮總統江淮坐鎮、夙得軍心、段總理鐘慶不驚、再安国本、果能舉右挈左捉之實、寧復有南強北勝之虞…此次與師討賊、心迹已昭、何忍執越軌之微瑕、掩回天之偉績、而年護国、八表齊功、公忠既已同孚、法治尤當共勉

と、馮国璋、段祺瑞「回天之偉績」をたたえ、「鼎革以還、政争迭起、凡茲兄弟鬩牆之事、皆為奸雄竊国之資」ことに想いを致し、今後における馮・段両者の總統総理としての提携協力を「待罪の身」ながら「垂涕」してうったえる、と結んでいる。

黎元洪の辞任声明をうけ、代理總統馮国璋が段祺瑞との政治折渉の後、南京をたつて入京し、正式に大總統に就任したのは、八月一日⁽⁹⁶⁾であったが、段祺瑞を國務総理とする新内閣が正式発足をみたのは、黎元洪通電の翌日、七月十五日のことであり、閣僚は外交総長汪大燮、陸軍総長段祺瑞（兼任）、海軍総長劉冠雄（以上十五日）、内務総長湯化竜、財政総長

梁啓超，司法総長林長民，農商総長張国淦，交通総長曹汝霖（以上十七日）という顔ぶれ⁽⁹⁷⁾であった。

ところで、政局を担うことになった段祺瑞の最初の解決課題は云う迄もなく復辟クーデターの後始末である。問題は二つあった、ひとつは首謀者の処分、他は清室の処置である。張勳に対する措置はすでに七月六日の時点で

張勳即褫去本職，并褫奪軍職，勳章勳位，著伝知前敵各軍嚴拿務獲，尽法懲治，以申法紀而快人心，此令

との総統令⁽⁹⁸⁾がくだっていたが、その他の「懲辦禍首命令」は七月十五、十八日づけで公布⁽⁹⁹⁾された。曰く

雷震春張鎮芳馮德麟，背叛共和，逆跡昭著，均著即行褫奪官職暨勳位勳章，分交法庭依法懲懲，以申国紀而儆奸邪，此令^{民國六年七月十五日}

此次張勳謀叛，危及國家，罪在不赦，除張勳已有明令通飭嚴緝外，所有此次同謀造亂之康有為劉廷琛萬繩斌梁敦彥胡嗣瑗，均著京内外各軍警長官一体嚴緝務獲，交法庭尽法懲辦，其共被罔脅者，一概從寬免究，此令^{民國六年}

つまり、張勳以下首謀者と目された九名については逮捕のうえ「尽法懲辦」することとし、他は一概に不問という決着をみたわけである。当時、張勳は依然ドイツ兵営内に保護されていたので、段祺瑞政府は七月十七日づけで「張ノ処分方並其ノ逃独ニ対スル予防方法ニ付」オランダ公使館に照会、ついで九月二十一日「張ノ生命ヲ保障スルニ付速カニ之レヲ国外ニ出シ一定ノ地ニ配流シタキ旨」の照会を試みた。然し中国側のいう配流の土地が仏領「レユニオン」島であったため、オランダ公使の回答が得られず、業をにやした段祺瑞政府は十月三十日づけで首席公使たるイギリス公使に対し重ねて「張カ公使館区域ニ導入シテヨリ已ニ三ヶ月ヲ経タルニ…其ノ処分問題ニ付未タ何等決スル処ナキハ遺憾」である、速かに「張ノ処分方ニ付公使會議ヲ開」くよう強硬な申入れを行った。その結果、十一月八日開催された公使会議ではオランダ公使から異議がだされたものの、結局「一致ヲ以テ張勳配流ノ件」を中国側提案通り「仏領「レユニオン」島ニ配流」することを「可決」しその旨を回答した⁽¹⁰⁰⁾。

張勳配流の土地が「レユニオン」島とは些さか奇異の感を禁じ得ないが、この真相は、林公使報告⁽¹⁰¹⁾によれば、張勳処分について中国側から相談をうけたフランス公使が偶々「同国公使館ニ在ル万繩斌ノ処分方ヲ考慮スル傍、張ニ付テモ考慮シタルモノニヤ、本使及英国公使ニ対シ張ヲ仏領「レユニオン」島ニ配流シタキ旨ヲ申出テ其ノ同意ヲ経タル上、更ニ外交部ヲシテ之ヲ承諾センメ、外交部ノ提議トシテ」オランダ公使さらに首席公使たるイギリス公使に申入れたものであったという。但し、張勳配流というこの処分決定には多分に表面を繕う政治的解決の臭味が漂い何等の実効性をもたず、げんに張勳は「大手を振ってオランダ公使館を出、新たに買ったきれいな屋敷に住」み、翌年、徐世昌が大総統に就任すると、直ちに「明文で張勳にたいする追究を免除」するに至った⁽¹⁰²⁾のである。

次ぎは、清室に対する処置である。

例えば、伍廷芳，汪兆銘，唐紹儀，温宗堯ら西南派乃至は民党の錚々たるメンバーが聯名で逆党盤抛，蕩覆民国，天討既申，常刑具在，張勳首禍，罪無可道，而首禍者決不止張勳一人…為賊謀主及勾結共事者，豈能以脅從自解，此当付之法庭，決非可以意為出入者，優待条件，由清帝退位而生，辛亥之際，南北議和，兩全權代表所訂，経南京臨時參議院議決，今清帝僭位，優待条件当然無效

と清室優待条件の無効消滅を主張⁽¹⁰³⁾したばかりか、北洋軍界全体の名儀で

此次張逆叛乱、国本動揺、固張勳之不法、然非清廷之醜釀、何以至此、是倡乱在張逆、而禍本实在清廷…徧觀古今中外、有優待已亡皇室如此之厚者乎、有既成共和国体而猶有皇室帝号与之鼎立者乎、此誠為民国貽羞歴史汚点、釀乱之源、即伏於此…若不乘此時機、拔本清源、深恐除一張勳而将来有無數張勳維於後也、要知此次出兵、非僅附和於段公、更非有私怨於張逆、惟以消滅帝孽、永固共和、為惟一之目的

と激しく清室を糾弾して、

- 一 取銷民国優待清室条件、四百万經費停止繳付
- 二 取銷宣統名義、永不准再以帝名号称、号召滿蒙、应即貶溥儀為平民
- 三 所有宮殿朝房及京内外清室各公地府園、尽掃国家公共之用
- 四 懲辦此次叛逆之諸元凶、以遏奸邪之復萌

と「処置清室之条件」を列挙した通電⁽¹⁰⁴⁾からも想見できる通り、復辟失敗に伴う清室弾劾の空気には峻厳なもの⁽¹⁰⁵⁾があった。

そうしたなかで、意気全く沮喪した清室は憔悴として、七月十三日「退位の詔書」の発布⁽¹⁰⁶⁾を内定した。

宣統九年五月二十日、内閣は次の上諭を拝したり、上諭、前に張勳らの奏を受く、曰く、国本動揺し人心旧を思い政を聴かんことを懇請す云々と、朕幼少にして宮禁に深居するをもって民生国計は久しく未だ与り聞かず、我が母定景皇后政を遜り民を恤み深仁至徳遺訓を仰念しもとより糸毫も天下を私するの心無し、ただ救国救民をもって詞となすに抛り、故に已むを得ずして請う所の如くするを允し朝に臨みて政を聴く、しかるに昨日また張勳の奏を受く、曰く、各省紛々として兵を称しこれまたまさに政権の争いをもって兵禍を開くを致さんとすと、年来我が民の疾苦すること、すでに火熱水深の如し、何ぞ再び干戈に罹り重ねてますます困累するに堪えんや、念いてここに及べば輾転として安んじ難し、朕は断じてこの政権を私して生靈をして塗炭の虞れ有らしめ母定景皇后の威徳に負くを致すを肯ぜず、王士珍をして徐世昌と合同せしめ速かに段祺瑞に通牒せしめ一切の善後事項を協議せしめ、もって人心を安んじ兵禍を止ましめん

これが詔書の原文⁽¹⁰⁷⁾であった。ところが、現実に七月十七日づけで公布された「清室最終之表示」⁽¹⁰⁸⁾は

抛内務部呈称、准清室内務府函称、本日内務府奉諭、前於宣統三年十二月二十五日、欽奉隆裕皇太后懿旨、因全国人心、傾向共和、特率皇帝將統治權公諸全国、定為民主共和、並擬定優待条件、永資遵守等因、六載以来、備極優待、本無私政之心、豈有食言之理、不意七月一号、張勳率領軍隊、入宮盤踞、矯發諭旨、擅更国体、違背先朝懿訓、冲人深居宮禁、莫可如何、此中情形、当為天下所共諒、著内務府咨請民国政府、宣布中外、一体聞知等因、函知到部、理合拋情轉呈等情、此次張勳叛国、矯挾肇乱、天下本共有見聞、茲拋呈明咨達各情、合亟明白佈告、咸使聞知、此令

であった。溥儀「我的前半生」は「醇親王日記」を引用しつつ、その間の経緯を「北洋系三元老と紫禁城とが合作した結果だった。この妙計を案出したのは徐世昌太傅で、実行したのは馮国璋総統と段祺瑞総理だった」⁽¹⁰⁹⁾と説き明かしている。但し「復辟詳志 第三篇」によれば、当初、徐世昌に面交した段祺瑞の清室処分案は

甲 宣統帝号、永遠廢除 乙 宣統家族不得居住宮内、須遷移辺陲 丙 清室優待經費從

啟核減 丁 民国政府不担负保護清室之責任

という清室にとってきびしい内容であったとされ、又、当時広州において

自叛督称兵，国会解散，大法蕩然，逆賊張勳，乘間復辟，偽主溥儀，因勢竊位，而民心帰向，終在共和…故今日之患，非患真復辟者之衆，正患假共和者之多⁽¹¹⁰⁾

とみて、「假共和」を打破し「真共和」を樹立すべく「護法」運動⁽¹¹¹⁾を展開していた孫文も、段祺瑞にあてて

文願足下，上畏民鼎，下思補過，作良將以伸正氣，討群叛以塞乱源，誅洪憲佐命以示至公，戮偽主溥儀以懲負約，保国贖愆，孰善於此…甚願尽忠以告，是非利害，在足下自審之耳と打電⁽¹¹²⁾し、その決断を促したのであるが、結局、徐世昌に妥協したものであろう。ともあれ、清室はかくして遂に免罪されたのである。 (昭和五十三年十月三十一日了)

○本稿は五十三年度文部省科学研究費の支給による所産である。記して謝意を表する。

註 解

- (1) 李劍農「最近三十年中国政治史 第九章」，沈雲竜「黎元洪評伝九～十一」併照。
- (2) 新青年第三卷「国内大事記」所収「対德抗議事件」(第一)「対德断絶外交」(第二)「対德事件与軍事會議」(第三)「宣戰案与政潮」(第四)併照。
- (3) 費敬仲「段祺瑞^{中編24}」(近代中国史料)(^{近刊九十輯})，1917年丁巳清帝復辟史料彙輯「丁巳清帝復辟事記^{6月}」(以下「事」)併照。
- (4) 「最近三十年中国政治史 第九章」，松本 鮎吉「支那政党史稿附録」所収「支那政変と人物」「復辟を中心として」併照。
- (5) 張嶺龔「復辟詳志^{第六卷第三}」(近代中国史料)(以下「詳」)，「事記^{5月29日～6月2日4日}」併照。
- (6) 「事記^{5月28日}」参照。
- (7) 「事記^{6月1日}」参照。
- (8) 「中華民國史料第四」(近代中国史料)(^{近刊二輯})所収「黎元洪召張勳来京之命令」(以下「史料」)。
- (9) 「事記^{6月7日}」，「詳志^{第五卷}」併照。但し「詳志」には総參謀処撤銷の条件として五項目の要求を出したとある。
- (10) 「史料^舊」所収「黎元洪解散国会命令」。
- (11) 註10所収「黎元洪解散国会通電」。
- (12) 「事記^{6月19日}」。なお当時の孫文や西南諸省の動静については「国父年譜^{民国六年六月～八月}」参照。
- (13) 「復辟始末記^{第二}」所収「張勳對於独立各省不肯撤兵之注意」(以下「始末」)。
- (14) 註13と田布衣「北洋軍閥史話^{第六卷}」併照。
- (15) 「事記^{6月21日}」と註14の「史話^{第六卷}」併照。
- (16) 「事記^{6月24日}」，「詳志^{第七}」，「始末記^{第二}」所収「内閣之難産」，註14の「史話^{第六卷}」及び日本外交文書^{大正六年}所収「五一五〇四」号文書併照。
- (17) 「始末記^{第二}」所収「張勳入閣宣統之密謀」，溥儀「我的前半生^{第三章}」併照。但し日付に喰違いがあつた。「始末記」が妥当であろう。
- (18) 「始末記^{第二}」所収「張勳運動公使」，日本外交文書^{大正六年}所収「五一五〇三」号文書併照。
- (19) 「事記^{6月28日}」，「詳志^{第八}」，「始末記^{第二}」所収「康有為進京之奇突」「文武聖人之決議」併照。但し康有為については本論参照のこと。
- (20) 「始末記^{第三}」所収「復辟前一夕之會議」，「北洋軍閥史話^{第六卷}」併照。
- (21) 「事記^{7月1日}」，「詳志^{第九}」と註20併照。

- 22) 「始末記^{第三}」所収「復辟前一夕之會議」「復辟時之儀注」,「詳志^{第九卷第二節}」,溥儀「我的前半生^{第三章}」併照。
- 23) 「史料第四」所収「張勳奏請復辟摺」,「始末記^{第三}」所収「復辟前張勳之願請復辟摺」。
- 24) 「史料第四」所収「清帝溥儀復辟上諭」,「始末記^{第三}」所収「復辟之偽諭」,「事記^{七月}」併照。
- 25) 「始末記^{第三}」所収「復辟後偽臣之謝恩摺」。
- 26) 「始末記^{第三}」所収「復辟之偽諭」,「史料^{第四}」所収「清帝溥儀復辟上諭(一)」併照。
- 27) 註26と同じ。
- 28) 註25と同じ。
- 29) 「始末記^{第三}」所収「復辟時之儀注」。
- 30) 「詳志^{第九卷第二節}」。
- 31) 「1917年丁巳清帝復辟史料彙輯」所収。
- 32) 「史料第四」所収「清帝溥儀復辟上諭(一~四)」,「始末記^{第三}」所収「復辟之偽諭^{七月一日}」。
- 33) 「始末記^{第三}」所収「復辟後之張勳」。通電は二通ある。一は馮国璋以下第四次徐州會議参与の督軍四十三名に協力を要請した長文のもの,他は「特万急各督軍省長鑑」である。本論引用は後者の通電である。
- 34) 「事記^{七月}」の「前國務總理李經羲,通電申述張勳復辟之構成經過」,日本外交文書^{大正六年}所収「五一五〇三、五〇四」号文書,「始末記」所収「李九登場後之掃興」(第一)「復辟後之李内閣」(第三),「詳志^{第九卷第二節}」併照。
- 35) 「事記^{七月}」の「大總統電令各省出師討賊」所収「第三電」。
- 36) 註35の「第一電」。なお,当日の情形については「始末記^{第三}」所収「復辟後之黎總統」,日本外交文書^{大正六年}「一一三六」,「一一四五」号文書参照。
- 37) 註35と同じ。
- 38) 註35と同じ。
- 39) 註35と同じ。
- 40) 日本外交文書^{大正六年}所収「一一五五」号文書,「始末記^{第三}」所収「復辟後之黎總統」併照。
- 41) 註40の「一一五五」号文書。
- 42) 日本外交文書^{大正六年}所収「一一七三」号文書。
- 43) 「詳志^{第十卷第二節}」所収。
- 44) 「事記^{七月十日}」,日本外交文書^{大正六年}所収「一一三六」号文書併照。
- 45) 「事記^{七月}」,「始末記^{第三章}」所収「復辟後之黎總統」併照。
- 46) 「事記^{七月}」,「詳志^{第十卷第二節}」併照。
- 47) 「詳志^{第十卷第三節}」。
- 48) 註47所収。七月二日づけである。
- 49) 「史料第四」所収「段祺瑞之通電」,「始末記^{第四}」の「馬廠誓師」併照。
- 50) 日本外交文書^{大正六年}所収「一一六一」号文書。
- 51) 註50所収「一一四二」号文書。
- 52) 「始末記^{第三章}」所収「復辟後之南京會議」,「事記^{七月}」併照。
- 53) 「事記^{七月十日}」所収「兩広巡閱使陸榮廷通電,復辟偽諭為捏名虛構」。
- 54) 溥儀「我的前半生^{第三章}」,「始末記^{第二}」所収「文武聖人之決議」併照。
- 55) 「詳志^{第十卷}」,日本外交文書^{大正六年}所収「一一三二」「一一五一」号文書併照。
- 56) 「詳志^{第十卷}」,「事記^{七月}」併照。
- 57) 「詳志^{第十三卷第二節}」,「事記^{七月}」,「始末記^{第四}」所収「馬廠誓師」,「段祺瑞^{中編二二二頁}」併照。
- 58) 「史料第四」所収「段祺瑞之通電」,「事記^{七月}」併照。

- 69 「始末記^{第三}」所収「復辟後之南京會議」。
- 69 「史料第四」所収「馮国璋之通電」；「詳志^{第十}」；日本外交文書^{大正六年}所収「一一六四」「一一七〇」号文書併照。
- 61) 「事記^{七月}」；「詳志^{第十}」併照。
- 62) 日本外交文書^{大正六年}所収「一一五一」号文書。
- 63) 註62の「一一六〇」号文書。
- 64) 註62の「一一五七」号文書。
- 65) 第十六、八十七、八十八、八十九話参照。なお註62の「一一三八」「一一四七」「一一二九」号文書も併照。
- 66) 註62の「一一五八」号文書。
- 67) 註62の「一一三四」号文書。
- 68) 海外特報附録「自七月十日支那ノ情況」(參謀本部^{大正六年七月調製})所収「張・段兩軍ノ戰鬪經過」；「始末記^{第四}」所収「討逆軍之出發」～「張逆之負禍」；「事記^{七月}」併照。
- 69) 「詳志^{第二十}」参照。
- 70) 「詳志^{第二十}」参照。
- 71) 「詳志^{第二十五}」参照。
- 72) 日本外交文書^{大正六年}所収「一一八九」号文書。この外「一一八七」号文書；「詳志^{第二十}」等参照。
- 73) 「事記^{七月}」；「詳志^{第二}」併照。
- 74) 「事記^{七月}」所収。
- 75) 「史料第四」所収「清帝溥儀復辟上諭(イ)」；「始末記^{第三}」所収「復辟之偽論」併照。
- 76) 註75の七月六日；宣統九年五月十八日づけの上諭に「前以興復伊始，特簡內閣議政諸大臣，本為一時權宜之計，亟應建設完全責任內閣，以期實行君主立憲政體，徐世昌著以太傅大學士輔政即日來京，贊画一切，并籌備召集國會，修訂憲法諸事宜，以奠國基而宏新政」とある。なお「北洋人物史料三種」(近代中國史料叢刊)所収「徐世昌全伝」も参照。
- 77) 「史料第四」所収「徐世昌之函電」；「始末記^{第三}」所収「復辟後之徐東海」併照。
- 78) 「詳志^{第十一章}」参照。
- 79) 「詳志^{第十一章}」；「始末記附録」所収「南苑飛機贊助共和^{第二十八}」；日本外交文書^{大正六年}所収「一一〇〇二」号文書併照。
- 80) 日本外交文書^{大正六年}所収「一一〇〇七」「一一〇〇六」号文書；「詳志^{第七}」併照。
- 81) 註80の「一一〇〇五」号文書。
- 82) 註80の「一一〇〇六」号文書。
- 83) 「事記^{七月}」所収。なお「我的前半生^{第三章}」によれば張勳の諸文件は何者かによってフランスへ運ばれてしまったという。
- 84) 註80の「一一〇〇七」号文書。なお「事記^{七月}」参照。
- 85) 「詳志^{第七}」；「事記^{七月}」；「始末記^{第四}」所収「復辟最後之失敗」；註84の「一一〇〇七」号文書併照。
- 86) 「事記^{七月}」；「始末記^{第四}」所収「張逆之逃匿使館」；「詳志^{第八}」併照。
- 87) 海外特報附録「張勳復辟舉事ノ經過」(參謀本部^{大正六年九月調製})所収「北京市街戰ノ情況」参照。
- 88) 註80の「一一二六」「一一三一」「一一三二」号文書。
- 89) 「事記^{七月}」所収「復辟重臣張鎮芳，雷震春等被捕」；「詳志^{第六}」；「始末記^{第四}」所収「雷震春張鎮芳之末路」「復辟失敗後之清臣下落」等；註80の「一一一七八」号文書；註87の「北京市街戰ノ情況^第」併照。
- 90) 日本外交文書^{大正六年}所収「一一三二」号文書。
- 91) 註90の「一一二七」号文書。
- 92) 「事記^{七月}」参照。

- 93 「事記^{七月十}_{四日}」所収「大總統黎元洪、電告去職」、「詳志^{第三十}_{第四}」併照。
- 94 註93の「第一電」。
- 95 註93と同じ。
- 96 「事記^{八月}_{一日}」、「詳志^{第三十}_{第五}」併照。
- 97 「事記^{七月十}_{五日}」、「詳志^{第三十}_{第五}」併照。
- 98 「詳志^{第三十}_{第三}」、「事記^{七月十}_{八日}」併照。但し日付は「詳志」に七月六日と明記されている。
- 99 「詳志^{第三十}_{第三}」、「事記^{七月十}_{七日}」併照。
- (100) 日本外交文書^{大正}_{六年}所収「一一一七七」号文書。
- (101) 註100の「一一一七八」号文書。
- (102) 溥儀「我的前半生^{第三}_三」参照。
- (103) 「詳志^{第三十}_{第三}」所収。
- (104) 「詳志^{第三十}_{第三}」、「始末記^{第四}_四」所収「軍界之電請取消優待清室条件」併照。
- (105) 「詳志^{第十}_十」所収の岑春煊、梁任公、湯化竜、蒲殿俊、討論会、研究会、北洋軍界の復辟反対電「第十_六」の「輿論之激昂」「第三_三」の「処分清室之問題」と「始末記附録一」の「復辟後各地之要聞」併照。
- (106) 溥儀「我的前半生」の「丁巳の復辟」と「北洋軍閥の元老たち」。
- (107) 註106の「丁巳の復辟」所収。但し本稿ではすべて新島・丸山訳「わが半生」（大安1965）によつた。なお註の「一一一〇九」号文書参照。
- (108) 「史料第四」、「事記^{七月十}_{七日}」併照。
- (109) 註106の「北洋軍閥の元老たち」参照。
- (110) 国父年譜^{初稿}_{下冊}「民国六年七月十九日」の条所収。ちなみに復辟に対する孫文の意向をさぐるよすがまでに前掲有吉総領事報告にいう「今回ハ何レニシテモ軍閥掃蕩ノ覚悟ナリシ際、復辟ノ実現ハ吾人ニ有利ナル立場ヲ与ヘタルモノニシテ寧ロ至幸トスヘク、軍閥ノ勢ヒ今ヤ盛ナルカ如キモ、風潮ニシテ一度方向ヲ変ゼンカ形勢立ドコロニ地ヲ代フヘク、要ハ事ヲ挙クル当初ニ於テ最モ困難ヲ感スル次第ニ付、切ニ日本ノ援助ヲ請ハザルヲ得ズ」を例示しておこう。
- (111) 註110の「七月十七日」の条参照。
- (112) 註110「七月十九日」の条所収。